

「富士市新環境クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価  
方法書（調査区域拡大版）」に関する意見について

平成19年6月

静岡県

はじめに

富士市新環境クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書（調査区域拡大版）について、現時点で計画されている事業内容を前提とし、環境保全の見地から慎重に審査を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討し、適切に環境影響調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書に明示するとともに、その結果を事業計画に反映させること。

また、環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、この方法書は、平成17年4月28日付けで知事意見を提示した事業について調査区域を拡大したものであり、前回の知事意見を踏まえた対応を取ること。

#### 1 大気について

地上気象については、事業区域を拡大した場所に調査箇所を追加すること。

#### 2 動植物について

(1)「2. 1地域の自然的状況」中、(P2-15)では事業予定地周辺には巨木は無いとしている一方で、(p2-17)では天然記念物としての巨木が列挙されており、記載内容に矛盾が見られる。再度、矛盾がないよう記載内容を精査すること。

(2)施設の建設により、気流の変化及び風の滞留が生じる可能性があるため、建設予定地周辺の主な農作物である「茶」への影響を考慮し、霜害等の影響調査・予測も行うこと。

#### 3 景観について

事業予定地は、富士山を背後にした立地条件となる。世界文化遺産に向けた取り組みが始まった今、景観に関しては特に配慮し、建築物の形状・色彩・緑地設計等を考慮した環境影響評価を実施すること。

#### 4 電波障害について

工事期間中、電気ドリル等の使用による電波障害も考えられるため、電波障害についても予測・評価を行うこと。

#### 5 その他

平成16年12月10日付けで提出された前回の方法書に対して、平成17年4月28日付け提示された知事意見については、今回提示される意見同様の扱いとされたい。